

訪問看護ステーション平成 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社平成調剤薬局が設置する訪問看護ステーション平成（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者に対して適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者または地域包括支援センターへの情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第73号）を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 6 指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険

等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 7 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 8 前7項のほか、「岐阜市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第78号)を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション 平成
- (2) 所在地 岐阜市八代1丁目3番3号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤、看護職員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 看護師 2.5名以上(1名以上は常勤、1名は管理者と兼務)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。また、看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護計画書報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

- (3) 理学療法士 1名以上(常勤)

理学療法士は訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)にあたる。

- (4) 事務員 1名

事務員は、電話の受付、必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、土曜の午後、日曜、祝日、年末年始12/31~1/3を除く)サービスの必要な方に対しては上記以外でも対応します。
- (2) 営業時間 平日午前8時半から午後5時半までとする。土曜午前8時半~12時半までとする
- (3) 連絡体制：電話等により24時間連絡が常時可能とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。死後の処置 ¥10,000 とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 実施地域から片道 15 キロメートル未満 300 円
- (2) 実施地域から片道 15 キロメートル以上 500 円

3 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市の全域とする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修および訓練を行う。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じる。利用者又はその家族とは、非常災害時の対応について定期的に確認する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供中に事故が発生した場合は、家族、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡する。また、事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償する。なお、事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでいる。

(感染症の予防及びまん延防止のための対策)

第13条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努める。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について看護師等に周知する。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施する。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応する。

(身体拘束の適正化)

第14条 原則として、身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

(高齢者虐待防止に関する対策)

第15条 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について看護師等へ周知する。ほか、指針の整備、研修を実施する。

サービス提供中に、看護師等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(ハラスメントの防止及び対応)

第14条 事業所は、看護師等及び利用者等の人権を尊重し、いかなるハラスメントのない健全な職場環境及びサービス提供環境の維持に努める。

(1) 看護師等は、次の各号に定めるハラスメント行為を厳に禁止する。

①職員間のハラスメント：性的言動（セクシュアルハラスメント）や優越的な関係を背景とし

た不当な言動（パワーハラスメント）により、他の職員の就業環境を害する行為。

②利用者等からのハラスメント：利用者、その家族、またはその他の関係者（以下「利用者等」という）からの暴言、暴力、セクシュアルハラスメント、過度な要求その他の不当な行為（カスタマーハラスメント）により、看護師等の心身や就業環境に重大な影響を及ぼす行為。

（２）事業所は、ハラスメントに関する相談及び苦情に対応するための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

①相談・申告があった場合、事業所は速やかに事実関係の調査を行い、必要に応じて、行為者に対し就業規則に基づく懲戒処分又は利用者等に対して契約解除等の厳正な措置を講じる。

②相談者及び事案に関わる者のプライバシー及び名誉を保護し、相談・申告を行ったことによる不利益な取扱いを一切行ってはならない。

③利用者等からのハラスメントに対し、看護師等が個人の判断で対応することを避けるため、責任者への報告を徹底し、組織として対応する体制を整備する。

（３）事業所は、ハラスメントの防止意識を高めるため、看護師等に対し定期的な研修を実施する。

（苦情処理）

第 16 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 17 条 事業所は、看護師等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社平成調剤薬局と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 9 月 1 日から改定する。

この規定は、令和 4 年 1 月 16 日から改定する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から改定する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改定する。